

【未定稿】

# 札幌市市民まちづくり活動促進基本計画 (第 3 期) の基本的方向性について

---

【答申案】

平成 30 年 (2018 年) ●月●日

市民まちづくり活動促進テーブル



## はじめに

市民まちづくり活動促進テーブルでは、平成 30 年 5 月に札幌市長から市民まちづくり活動促進基本計画における見直しの基本的方向性について諮問を受け、以来、事業検討部会を中心に 5 回の会議で検討を進めてきました。

札幌市では、市民自治によるまちづくりを実現するため、平成 19 年に「自治基本条例」を、平成 20 年には、市民によるまちづくり活動の適切な支援を行うため「市民まちづくり活動促進条例」を施行しました。また平成 21・26 年には同条例に基づく第 1・2 期「市民まちづくり活動促進基本計画」を策定し、各種施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この間、様々な地域課題の解決のため、町内会や NPO、ボランティア団体などによる多種多様な市民まちづくり活動が市内で実施されておりますが、市民の参加状況は一部の活動に限られている現状がうかがえます。

一方、平成 23 年の東日本大震災を契機に地域の絆の重要性が見直されており、昨今の様々な災害を通して、防災・防犯の観点から、地域コミュニティの重要性が高まってきているとともに、平成 30 年 9 月 6 日に起きた北海道胆振東部地震の経験を通して、札幌市においてもその重要性をより一層感じたところであります。

しかしながら今後は、少子高齢化・人口減少社会の到来に伴い、都市部を中心に人間関係や地縁的なつながりの希薄化が懸念されます。

なお、全国的には、平成 27 年に「共助社会づくりの推進」という考え方がまとめられ、札幌市においても、平成 25 年に「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を策定し、町内会・NPO などの市民まちづくり活動団体や、企業なども参加し、連携・協力し合いながら複雑・多様化する地域課題の解決にあたっていくことが位置付けられ、その環境づくりが進められてきています。

以上を踏まえ、この答申では、始めに、市民が市民まちづくり活動の意義を理解しながら、多様な市民まちづくり活動に参加していくことや地域コミュニティ活動の活性化に向けた支援を施策の方向性として位置づけています。また、多様化する地域課題の解決に導くため、その基盤となる市民まちづくり活動団体の運営体制を継続して支援していくことや市民まちづくり活動団体間の連携を促進することを第 3 期の基本計画の方向性として提案しております。

今後も、「札幌市市民まちづくり活動促進条例」の基本理念が活かされ、豊かで活力ある地域社会の発展につながるために第 3 期の基本計画の策定とその実現を要望します。

平成 30 年(2018 年)●月●日

市民まちづくり活動促進テーブル

委員長	小内 純子	副委員長	大門 隆司			
委員	金山 敏憲	齋藤 寛子	坂 敏弘	澤出 桃姫子		
	篠原 岳司	相馬 仁美	寺田 昌人	藤江 照代四		



## 目次

<b>第 1 章 第 2 期基本計画の総括</b> .....	<b>1</b>
第 1 第 2 期基本計画の構成と評価手法 .....	1
第 2 第 2 期基本計画の取組状況と評価及び今後の方向性 .....	2
基本目標 1 『参加』 より多くの市民のまちづくり活動への理解と参加の促進 .....	2
基本目標 2 『向上』 団体の運営基盤の強化と社会課題の解決能力の向上 .....	5
基本目標 3 『交流』 身近な地域における場と交流機会の創出 .....	8
基本目標 4 『連携』 多様な活動主体間の連携の促進 .....	11
第 3 評価のまとめ .....	13
1 市民まちづくり活動に対する市民の理解促進と幅広い分野への参加の促進 .....	13
2 市民まちづくり活動団体の運営体制の強化や活動に対する支援 .....	13
3 市民まちづくり活動団体間の連携の促進 .....	13
<b>第 2 章 第 3 期基本計画の方向性</b> .....	<b>15</b>
第 1 計画の策定・実施にあたって留意すべき事項 .....	15
1 市民まちづくり活動の必要性を市民に理解してもらい、共有できる工夫を .....	15
2 「市民自治によるまちづくり」に向け、市民が自然と主役になれる意識醸成を .....	15
3 まちづくり戦略ビジョンや他の部門別計画との整合性 .....	16
第 2 計画の目的、位置づけ、計画期間 .....	17
1 目的および位置付け .....	17
2 計画期間 .....	18
第 3 全体の構成 .....	19
第 4 基本目標・基本施策 .....	19
<u>基本目標 1：参加促進</u> .....	
<u>～市民まちづくり活動に対する理解と幅広い分野への参加促進</u> .....	19
<u>基本目標 2：運営体制強化</u> .....	
<u>～市民まちづくり活動団体の運営体制の強化や活動に対する支援</u> .....	21
<u>基本目標 3：連携促進</u> ～市民まちづくり活動団体間の連携の促進 .....	23



# 第1章 第2期基本計画の総括

## 第1 第2期基本計画の構成と評価手法

第2期基本計画は、「豊かで活力ある地域社会の発展のために」を目的とし、4つの目標と12の基本施策から構成されています。

ここでは、基本目標毎に、取組の実施状況と成果指標の達成状況や各種調査結果を踏まえて、評価を行い、浮上した課題を解決するための方向性を、第3期基本計画に向けて踏まえる点としてまとめました。

### 【第2期基本計画 基本目標及び基本施策】



## 第2期基本計画の取組状況と評価及び今後の方向性

### 基本目標1 『参加』 より多くの市民のまちづくり活動への理解と参加の促進

#### 【取組状況】

より多くの市民に対して、まちづくり活動への理解と参加を促進するために、テレビCMやイベントなどを通じて、町内会やNPO等の取組について幅広く情報発信を行いました。また、さぼーとほっと基金によるまちづくり活動への寄付など、生活スタイルや状況に対応した参加機会の提供、区やまちづくりセンター等による様々な市民参加事業の支援を実施しました。

さらに、地域活動の担い手不足に対し、団塊の世代や子ども、若者などが楽しくまちづくりに参加できるマッチング事業やイベントの開催などに取り組みました。

これらの周知やまちづくり活動、町内会、活動団体に対する市民理解の形成を目的に、メールマガジンやさぼろまちづくり総合情報ポータルサイト等による情報発信の充実を図りました。

#### ■成果指標

成果指標項目		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度(目標値)	単位
市民まちづくり活動に参加したことがある人の割合	※1	32.4	94.1	92.1	81.4	83.1	70.0	%
町内会加入率	※2	71.7	71.5	71.2	71.1	70.8	74.0	%
さぼーとほっと基金寄附件数	※3	331	366	518	229	252	360	件数
さぼーとほっと基金寄附金額(累計)	※4	5.0	5.9	6.9	7.6	8.7	7.4	億円

※1:札幌市指標達成度調査 ※2, 3, 4:札幌市市民自治推進室調べ

第2期の基本計画では、まちづくり活動への多様な参加機会や活動に関する情報の提供を行っており、成果指標としている『市民まちづくり活動に参加したことがある人の割合』は目標値を上回る高い割合で推移しています。しかしその一方で、活動の種類別(表1)にみると、「ごみの分別・ごみステーションのマナー遵守」など一部の活動は高い割合であるものの、その他の活動については参加したことがある割合が総じて低い値となっています。平成30年7月に実施した市民ワークショップでは、市民まちづくり活動に参加するための必要なきっかけとして、「活動内容がわかりやすい情報の発信」、「参加者の都合(時間帯など)に合わせた仕組み」などの発言があり、多様な活動の参加に向けた取り組みを進めていく必要があります。

成果指標である『町内会加入率』は目標値を下回り緩やかに減少している状況であるものの、地域コミュニティを担う団体の活性化の必要性があると感じている市民が多く(図1)、地域コミュニティ活動を担う団体として町内会・自治会が重要だと認識されています。(図2) また、平



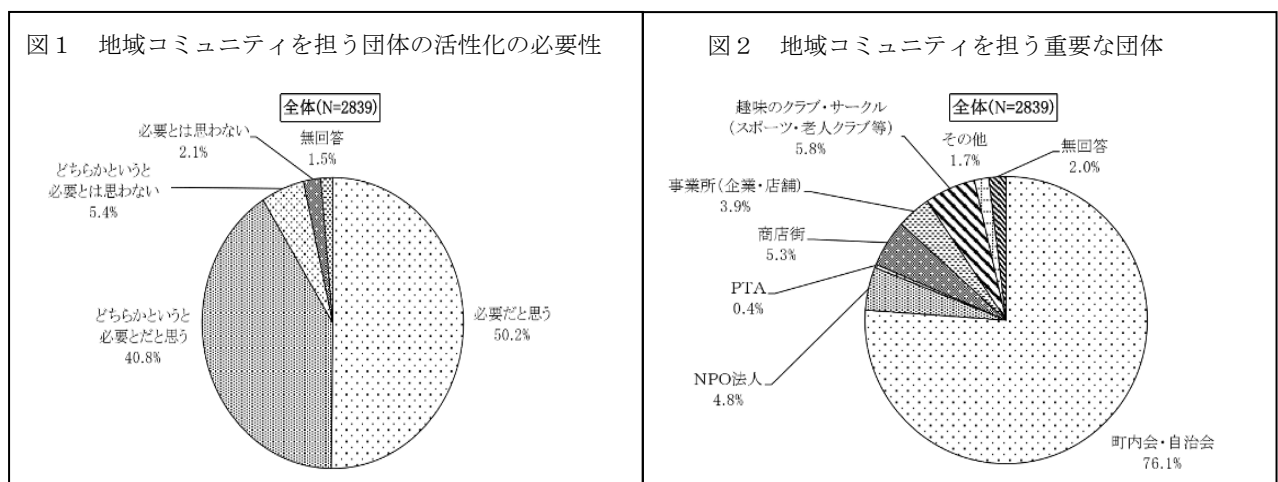
成 28 年度に開催された「さっぽろ地域コミュニティ検討委員会」の報告書においても、平成 23 年に起きた東日本大震災においては、行政や民間だけでは様々な問題に対応することができない、問題もあるなど、複雑多様化した地域課題に対応するためには、地域コミュニティ活動の活性化が重要と報告されています。

さぼ一とほっと基金は、成果指標である『寄附件数』は目標未達成となっており、より多くの市民への働きかけが必要であることが考えられますが、もう一つの指標である『寄附金額』は目標を上回り堅調に推移し、寄附を通じたまちづくり活動への間接的な参加が浸透してきている様子がみられ、多様な市民まちづくり活動の一つとして、役割を果たしています。

表 1 市民まちづくり活動に参加したことがある人の割合（種類別）（単位：％）

年度	ごみの分別・ごみステーションの遵守	近隣のごみ拾い・清掃	地域の交流行事（盆踊り、地域お祭りや運動会）への参加	雪捨ての砂まき	除雪支援助	自宅周辺道路の除雪や、福祉の支援助	高齢者等の家事援助や福祉施設での手伝い	寄附や募金	通学路などでの安全確認・交通安全啓発運動への参加	街路樹の花壇や道路への花植え	高齢者や障がい者などへの声かけ、安否確認	健康づくり活動への参加や指導	子どもの見守り、声かけ、子育てサロンへの参加	音楽や演芸会、伝統文化の保存、継承への参加	防災訓練への参加	加防火・防犯パトロールへの参加	その他	いずれも参加・活動していない	無回答
26	91.0	31.3	21.6	35.8	20.5	3.6	24.1	7.6	11.0	51.1	5.9	9.3	4.2	12.7	5.1	0.7	4.6	1.3	
27	86.9	29.4	24.8	31.4	19.1	2.2	22.6	7.6	10.6	10.8	5.5	10.9	4.0	10.9	4.4	2.1	6.7	1.2	
28	76.6	27.1	21.1	28.1	15.3	3.0	20.3	7.4	9.0	9.5	4.1	8.3	3.8	10.9	4.2	1.8	9.8	8.8	
29	86.8	23.9	16.9	31.2	14.8	2.6	16.5	5.3	6.2	6.6	3.4	7.2	2.7	9.8	3.2	1.2	15.9	1.0	

＜資料＞平成 26～29 年度 指標達成度調査



＜資料＞平成 27 年度第 2 回札幌市市民意識調査

### 【第2期の評価】

- 市民まちづくり活動に参加割合は目標値を上回っているものの、種類別では、一部の活動を除き、参加割合が低い状況であり、幅広い活動分野への参加が課題
- 町内会加入率は目標値を下回り緩やかに減少しており、地域コミュニティ活動を担う重要な団体である町内会への理解や活動の活性化に向けた取り組みが必要
- 多様な市民まちづくり活動の一部として、さぽーとほっと基金の寄附は一定程度の役割を果たしている

### ～第3期に向けて踏まえるべき視点～

- 市民まちづくり活動の必要性について理解を促進するための取り組み
- 幅広い市民まちづくり活動への参加を促進するためのより適切な情報の発信
- 地域コミュニティ活動の活性化に向けた取り組み

## 基本目標 2 『向上』 団体の運営基盤の強化と社会課題の解決能力の向上

### 【取組状況】

市民まちづくり活動団体に対する拠点施設（市民活動サポートセンターやまちづくりセンターなど）における運営相談や情報提供等の支援を行うとともに、認定 NPO 法人制度の活用促進のためのセミナー、NPO のマネジメント講座などのまちづくり団体の運営基盤を強化する取り組み、社会的課題の解決能力向上のため、人材育成に関する研修やセミナーなどの取り組みを行いました。

### ■成果指標

成果指標項目		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30年度 (目標値)	単位
市民活動サポート センター登録団体数	※1	2,280	2,400	2,528	2,653	2,764 (1,849)	2,500	団体
認証NPO法人数	※2	887	914	943	939	※5 947	1,100	団体
さぼーとほっと基金 団体指定寄附件数	※3	144	134	341	133	141	150	件
認定NPO法人・仮認定NPO法人・ 条例個別指定NPO法人数	※4	11	15	19	22	19	30	団体

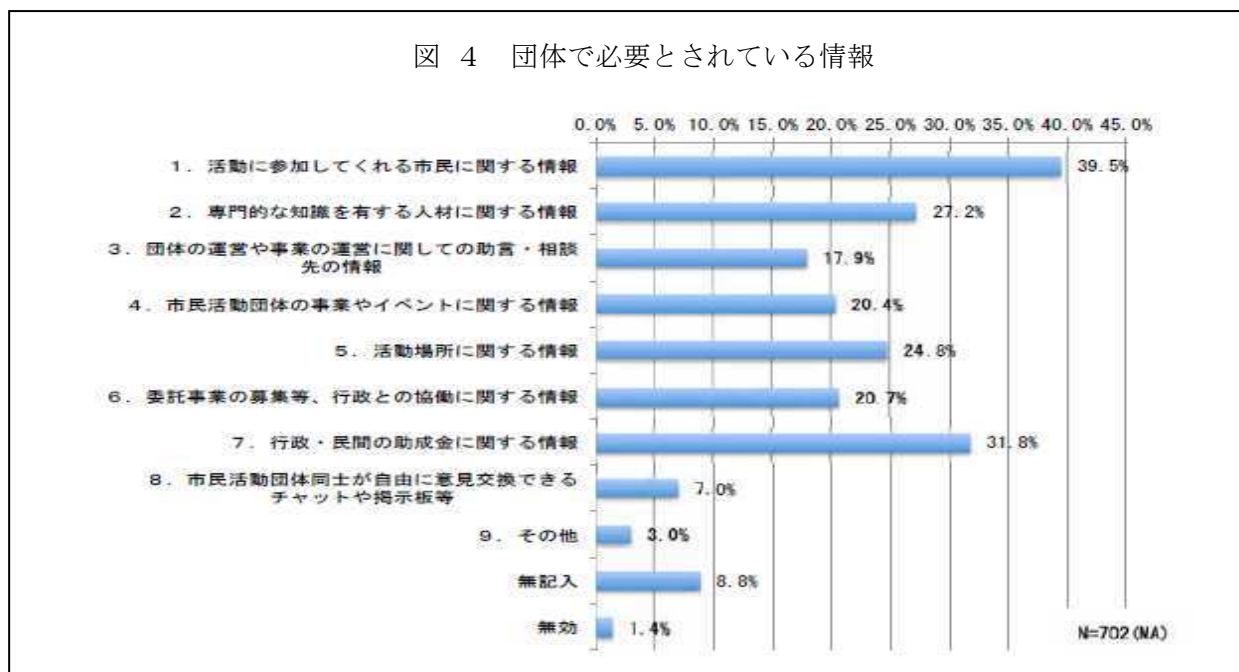
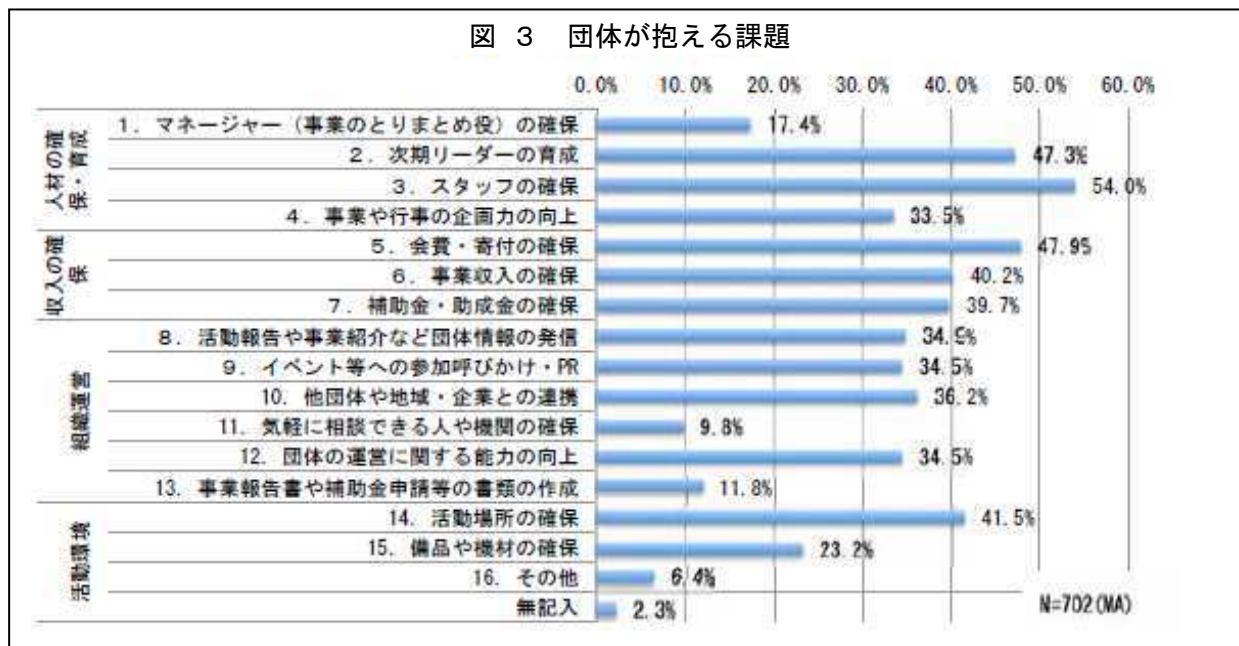
※1, 2, 3, 4: 札幌市市民自治推進室調べ ※5: ( )は活動を実施していない団体数を除いた値

市民まちづくり活動団体の運営の状況を図る成果指標として『市民活動サポートセンター登録団体数』および『認証 NPO 法人数』を設定していますが、登録数は毎年一定程度増加しています。市民活動サポートセンターでは、市民まちづくり活動に関する各種講座・研修の開催のほか、市民まちづくり活動団体に対する運営相談や、各種情報提供などの支援も行っております。平成 29 年度の調査により登録団体の総数は減少しているものの、毎年一定程度の新規登録があり、市民や市民まちづくり活動団体に一定程度活用されているものと評価しています。

成果指標としている『さぼーとほっと基金団体指定寄附件数』は、特定事業への団体指定寄附が多かった平成 27 年度を除き、目標値付近で概ね推移しています。また目標値には及ばないものの『認定 NPO 法人・仮認定 NPO 法人・条例個別指定 NPO 法人数』は緩やかに増加しており、資金調達を補完する制度の一つとして定着していることがうかがえます。

その一方で、市民まちづくり活動団体が抱える課題として、人材の確保・育成として「スタッフの確保」や「次期リーダーの育成」、収入の確保として「会費・寄附の確保」、活動環境として「活動場所の確保」などが高い割合（図 3）となっており、今後の少子高齢化の進展の可能性を踏まえると、団体運営を維持・発展させていくためには、引き続き人材の確保・育成や収入の確保などでの様々な課題に応じた支援が必要となっています。

また、団体で必要とされている情報においても、「活動に参加してくれる市民に関する情報」、「行政・民間の助成金に関する情報」、「活動場所に関する情報」などが求められており（図4）、平成30年7月に開催した市民まちづくり活動団体によるワークショップにおいても、人材育成・活動資金・活動場所については、高いニーズがあることを確認しており、必要とされる情報及び支援を適切に提供していくことが重要となっています。



〈資料〉平成28年度 札幌市まちづくり活動団体アンケート調査

### 【第2期の評価】

- 市民活動サポートセンターの登録団体数や認証 NPO 法人数は増加しており、団体運営を支援するための拠点施設の活用がなされている
- さぼ一とほっと基金の団体指定寄附や認定 NPO 法人・仮認定 NPO 法人・条例個別指定 NPO 法人数は、活動資金の確保に一定程度の役割を果たしている
- 一方で、人材育成・活動資金・活動場所などはまちづくり活動団体の課題として高い割合を示しており、引き続き支援が必要な分野

### ～第3期に向けて踏まえるべき視点～

- 市民まちづくり活動団体が安定した運営を行うための拠点施設を中心とした継続支援
- 人材育成・活動資金・活動場所などニーズが高い分野における、市民まちづくり活動団体における運営体制の強化に向けた支援

### 基本目標3 『交流』 身近な地域における場と交流機会の創出

#### 【取組状況】

シニアサロン、子育てサロン等の地域交流活動促進に向けた支援や、地域活動の場を創出するため、地区会館等の既存の活動場所の改修や新たな場の整備に向けた支援などを行いました。また、地域課題の解決に向けた身近な活動支援拠点としてのまちづくりセンターの地域活動支援機能の強化のため、地域課題の解決に役立つ情報提供やアドバイザー派遣などの取り組みを行いました。

#### ■成果指標

成果指標項目		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H30年度 (目標値)	単位
身近に交流の機会があると 感じている人の割合	※1	31.8	—	—	23.5	—	41.2	40.0	%
整備・創出された地域活動 の場の整備数(累計)	※2	20	23	41	62	81	—	100	件
まちづくりセンターを核とし た地域の活動数(累計)	※3	1,006	1,062	1,152	1,178	1,210	—	1,060	件

※1:札幌市市民意識調査 ※2, 3:札幌市市民自治推進室調べ

成果指標である『身近に交流の機会があると感じている人の割合』は平成30年度においては目標値を上回っており、参加している機会として、町内会等の地域での活動や近所付き合い、子育て世代の交流などを挙げられています。(図5)

一方で、「身近に交流の機会があると感じていない理由」として、「住んでいる地域で交流・ふれあいの機会がない」「交流・ふれあいの機会に関する情報や案内を耳にしない」(図6)などが挙げられており、参加する機会の適切な情報発信が求められています。

また、成果指標である『整備・創出された地域活動の場の数』は目標に対して堅調に推移していますが、市民まちづくり活動団体のアンケートでは、活動場所の確保やその情報へのニーズが高くなっており(図3、図4)、活動場所についての情報発信などが、今後も重要となっています。

成果指標である『まちづくりセンターを核とした地域の活動数』については、目標数を大きく上回り堅調に推移しており、多種多様な地域課題への対応を行っていくため、引き続き、地域活動の支援を行っていく必要があります。

図 5 地域の方と身近に交流・ふれあいができる機会への参加

		で町の活動等 の地域	子育て世代の交	流シニア世代の交	多世代の交流	ご近所付き合い	た同じ趣味の交流を持っ	その他	無回答	
上段:実数/下段:%		N=								
対象者全体		934 100	619 66.3	104 11.1	114 12.2	60 6.4	306 32.8	214 22.9	29 3.1	19 2.0
F1 性別	男性	349 100	252 72.2	17 4.9	51 14.6	23 6.6	108 30.9	85 24.4	8 2.3	7 2.0
	女性	576 100	362 62.8	86 14.9	63 10.9	37 6.4	195 33.9	127 22.0	20 3.5	12 2.1
	無回答	9 100	5 55.6	1 11.1	-	-	3 33.3	2 22.2	1 11.1	-
F2 年齢	29歳以下	46 100	28 60.9	6 13.0	1 2.2	6 13.0	6 13.0	8 17.4	-	1 2.2
	30~39歳	99 100	56 56.6	45 45.5	1 1.0	4 4.0	33 33.3	6 6.1	1 1.0	1 1.0
	40~49歳	115 100	84 73.0	25 21.7	1 0.9	3 2.6	26 22.6	11 9.6	8 7.0	3 2.6
	50~59歳	144 100	111 77.1	14 9.7	4 2.8	5 3.5	46 31.9	20 13.9	4 2.8	3 2.1
	60~69歳	207 100	147 71.0	6 2.9	19 9.2	12 5.8	65 31.4	46 22.2	9 4.3	2 1.0
	70歳以上	319 100	190 59.6	8 2.5	88 27.6	30 9.4	129 40.4	123 38.6	6 1.9	9 2.8
	無回答	4 100	3 75.0	-	-	-	1 25.0	-	1 25.0	-

図 6 地域の方と身近に交流・ふれあいができる機会があると感じていない理由

		な流住 い・ん ふで れい ある い地 の域 機 会 交	な流参 い・加 ふし れた あい の思 の機 会 交	耳に交 関流 にす しな い情 報あ いや 案の 内を 会	が交 イ流 メ・ ふれ あ い の 機 会	そ の 他	無 回 答	
上段:実数/下段:%		N=						
対象者全体		1,207 100	361 29.9	580 48.1	336 27.8	309 25.6	108 8.9	43 3.6
F1 性別	男性	534 100	168 31.5	266 49.8	165 30.9	137 25.7	44 8.2	21 3.9
	女性	663 100	192 29.0	312 47.1	170 25.6	167 25.2	63 9.5	22 3.3
	無回答	10 100	1 10.0	2 20.0	1 10.0	5 50.0	1 10.0	-
F2 年齢	29歳以下	132 100	42 31.8	59 44.7	52 39.4	41 31.1	3 2.3	2 1.5
	30~39歳	130 100	40 30.8	55 42.3	46 35.4	29 22.3	15 11.5	3 2.3
	40~49歳	219 100	57 26.0	106 48.4	73 33.3	47 21.5	18 8.2	3 1.4
	50~59歳	232 100	66 28.4	102 44.0	59 25.4	61 26.3	24 10.3	11 4.7
	60~69歳	288 100	88 30.6	161 55.9	56 19.4	77 26.7	24 8.3	12 4.2
	70歳以上	197 100	66 33.5	94 47.7	49 24.9	51 25.9	23 11.7	12 6.1
	無回答	9 100	2 22.2	3 33.3	1 11.1	3 33.3	1 11.1	-

<資料> 平成 30 年度第 1 回札幌市市民意識調査

### 【第2期の評価】

- 身近に交流の機会があると感じている人の割合が増加しているものの、身近に機会や情報がない人もおり、一定の潜在層
- 地域活動の場の整備数は目標に対して堅調に推移しているものの、活動場所の確保やその情報提供に対するニーズは高い
- まちづくりセンターが支援した地域活動件数は、堅調に推移

### ～第3期に向けて踏まえる点～

- 地域コミュニティの活性化を促進するため、引き続き地域交流活動を促進
- 地域活動の場の整備・創出とあわせて、既存の活動の場の活用促進に向けた効果的な情報発信
- まちづくりセンターにおける地域活動支援について、地域課題の解決のため、引き続き支援を実施



## 基本目標 4 『連携』 多様な活動主体間の連携の促進

### 【取組状況】

市民まちづくり活動団体と町内会のマッチングや情報共有の促進など、団体間のネットワーク化に向けた支援を行い、「さっぽろまちづくりパートナー協定」締結企業の活動を市民に紹介するなど、企業の社会貢献活動の促進に向けた取り組みを行いました。

また、複雑・多様化する地域課題に対し、市民まちづくり活動を行う異種団体の連携を促進するため、ワークショップを開催して地域課題を共有するなど、連携の機会創出やコーディネートする人材の育成などを行いました。

### ■成果指標

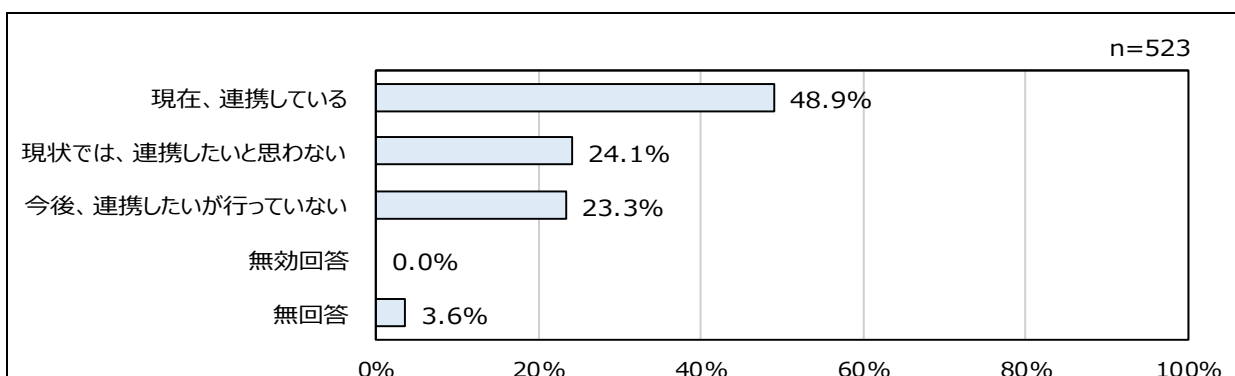
成果指標項目		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度 (目標値)	単位
連携している市民まちづくり活動団体割合	※1	59.6	—	—	62.8	—	49.0	70.0	%
市と協定締結している企業数	※2	341	497	576	902	917	—	400	件
異種団体と連携している市民まちづくり活動団体の割合	※3	33.1	—	—	46.2	—		40.0	%

※1、3:札幌市市民活動団体向けアンケート ※2:札幌市市民自治推進室調べ

成果指標である『連携している市民まちづくり活動団体の割合』は、目標を達成できていません。アンケート結果では、「連携したいが行っていない」団体が23.3%となっており、連絡している団体の48.9%と合わせると目標値の70%に達する状況となっているほか、『異種団体と連携している市民まちづくり活動団体の割合』は、目標値を上回っており、連携に対するニーズがあることがうかがえます。(図7) また、平成30年7月に実施した市民まちづくり活動団体によるワークショップにおいても、「他の団体等と自由に情報交換や交流を行える場」や「団体間を繋ぐコーディネーター」の必要性が指摘されており、市民まちづく活動団体の連携を促進するための機会づくりや支援が求められています。

『市と協定締結している企業の数』の成果指標では目標値を大きく上回り堅調に推移しており、引き続き、企業の持つ施設や人材などの資源を活用し、市と複数の分野のまちづくりに連携・協力しながら取り組んでいく「さっぽろまちづくりパートナー協定」や、各局区の施策・事業を企業の協力等により進めていく個別協定締結などで、幅広いまちづくりの分野において企業と市の協力関係の構築を進めることにより、市民まちづくり活動を促進していく必要があります。

図7 市民まちづくり活動において、他の団体等と連携している、または連携したいか



**【第2期の評価】**

- 市民まちづくり活動団体間など多様な団体との連携を望んでいる
- 市と企業の協定締結数は目標値を大きく上回り堅調に推移している

**～第3期に向けて踏まえる視点～**

- 複雑・多様化する地域課題に対し、各団体が持つそれぞれの強みを活かし、相乗効果を発揮し解決していくことできるよう、団体間の連携のきっかけとなる機会の創出、団体の連携を促進するコーディネートやコミュニケーション能力を持った人材の育成
- 市民まちづくり活動の取り組みを活性化させるため、引き続き、企業の社会貢献活動を促進

### 第3 評価のまとめ

---

これまで、基本目標1～4に沿って、それぞれの評価を抽出してきました。

この中には相互に関連、重複する課題も含まれることから、これらを整理・分類すると、課題は以下の3つに集約されます。

#### 1 市民まちづくり活動に対する市民の理解促進と幅広い分野への参加の促進

自治基本条例に掲げる「市民自治によるまちづくり」を実現していくためには、これまで以上に取組の裾野を広げ、より多くの市民のまちづくり活動への参加を促進していくことが重要です。

そのためには、「市民まちづくり活動」に参加する目的を普及・啓発していくとともに、様々な形で「市民まちづくり活動」への参加の機会を提供する必要があります。

また、近年の大規模な自然災害をはじめ、地域課題が複雑・多様化しており、行政のみでは対応が困難な課題が増加してきているため、地域の互助・共助活動など様々な役割や機能を担う地域コミュニティを活性化させる必要があります。

#### 2 市民まちづくり活動団体の運営体制の強化、活動への支援

市民まちづくり活動団体の活動の場と各種支援を行う拠点施設（市民活動サポートセンターやまちづくりセンターなど）の活用については一定程度進捗が見られています。しかし、今後、人口減少や少子高齢化が進んでいくと見込まれるなか、市民まちづくり活動が安定・継続的に営まれていくには、拠点施設のさらなる機能強化と地域への浸透を図っていくとともに、民間施設も含め、効果的な情報発信などの既存の場の有効活用に向け取り組んで行くことが求められています。

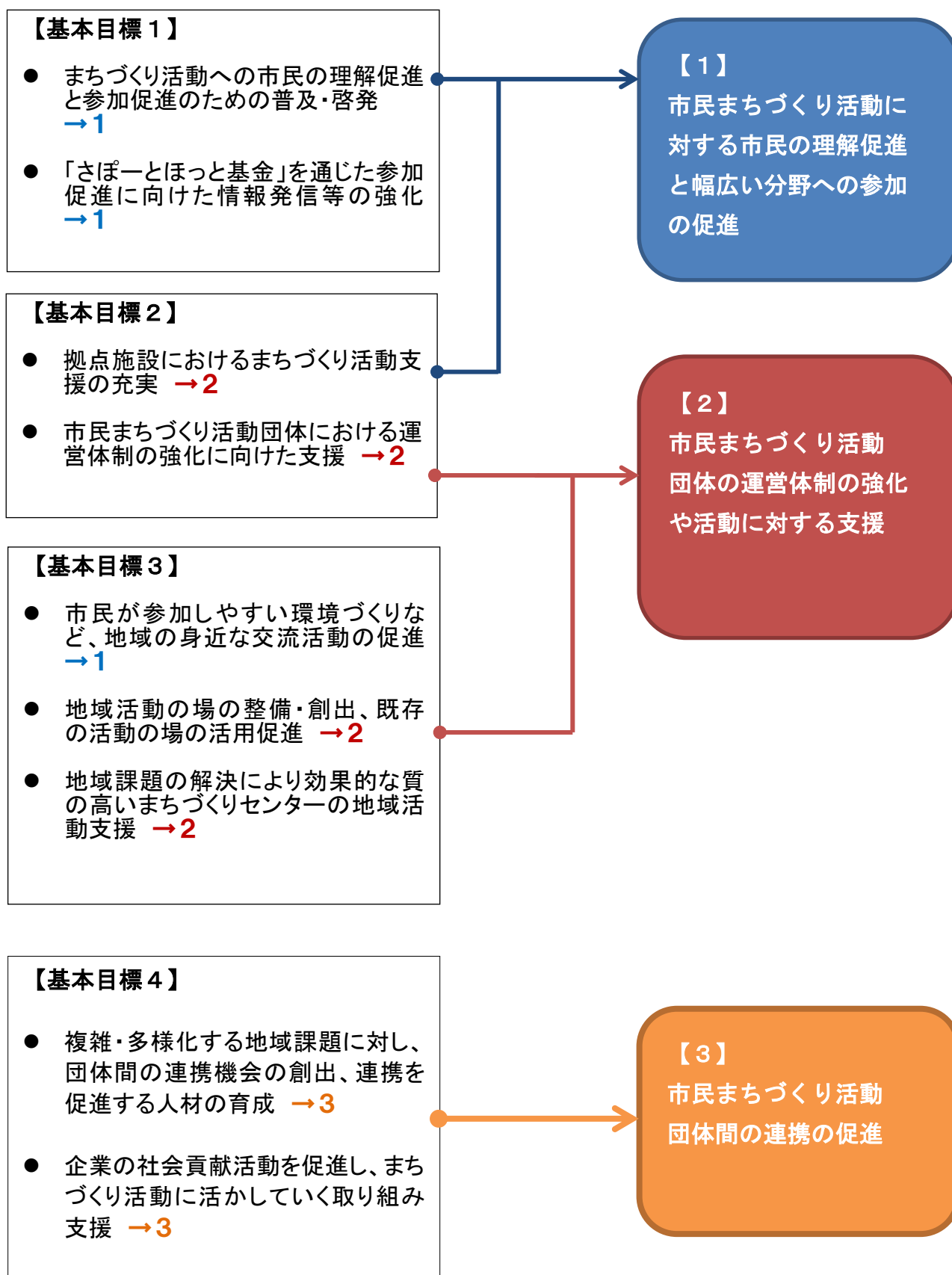
また、市民まちづくり活動の恒常的な問題とされる人材育成、活動資金、活動場所の情報を支援する施策の展開や仕組みづくりを通じて、各団体が自立的に活動できる環境の整備と運営体制の強化を図っていく必要があります。

#### 3 市民まちづくり活動団体間の連携の促進

市内では多種多様な市民まちづくり活動団体が活動を行っており、時代やニーズの変化を背景に複雑・多様化する課題に的確に対応していくためには、これらの団体間のネットワーク化を図るための機会の創出や、多様な団体間をコーディネートしていくことが重要です。

また、地域のまちづくり活動を推進していくために、企業の社会貢献活動を促進する視点も重要であり、そのための情報発信や支援が必要となっています。

【基本目標ごとの課題のまとめ】



## 第2章 第3期基本計画の方向性

### 第1 計画の策定・実施にあたって留意すべき事項

#### 1 市民まちづくり活動の必要性を市民に理解してもらい、共有できる工夫を

本計画は、札幌市の市民まちづくり活動の促進に関する支援施策を総合的かつ計画的に実施、推進していくために、市が取り組む施策・事業などを体系的にまとめた「行政計画」という側面を有していますが、市民まちづくり活動の主体が市民であることを踏まえると、市民一人ひとりをはじめ、市民まちづくり活動に取り組む団体も含め、広く市民と共有できる「市民計画」である必要があります。

このため、検討過程においては、団体へのアンケート調査やワークショップの開催、市民を対象としたワークショップの開催などまちづくり活動に関係する幅広い市民意見の集約に努め、その結果なども踏まえて、今後、重点的に取り組むべき課題を明らかにしてきたところです。

計画の策定にあたり、市民まちづくり活動の必要性と計画の内容を市民に理解してもらうことが重要です。そのために、市民の目線に立ち、施策体系など構成の見直しや極力一般的な言葉遣い、注釈などの活用により、市民にわかりやすい、浸透しやすい内容とすることが大切と考えます。また、計画の周知にあたっては、わかりやすい概要版を作成するなど、より多くの市民に共有されるように努める必要があります。

#### 2 「市民自治によるまちづくり」に向け、市民が自然と主役になれる意識醸成を

本計画の究極の目標は、自治基本条例の基本理念に定める「市民自治によるまちづくり」の実現です。このためには、市民の「まちづくり活動」に対する「理解・関心」の形成にとどまらず、それを「参加」という具体的な行動に、さらには市民一人ひとりがまちづくり活動の主体・担い手であることの「実感」につなげていくことが大切です。

しかしながら、第3章でも触れたとおり、市民まちづくり活動に参加したことのある人の割合は目標を上回る高い割合で推移しているものの、活動の種類別にみると、一部の活動を除き、参加割合が低い活動もみられます。市民を取り巻く状況はさまざまであることから、これらの市民が活動に「参加」し、「実感」につなげていくためには、なお改善の余地があることがうかがえました。

第3期基本計画の策定にあたっては、既にまちづくり活動を行っている団体、市民が今後も安定的に活動を継続できるように、抱えている課題の解決に向けた支援の充実はもちろんのこと、これと並行して、市民それぞれが置かれている状況に応じた多様な参加機会や参加手法の創出などを通じて、市民がまちづくりの主役であることを実感できるよう意識の醸成を図っていくこと

が必要です。

### **3 まちづくり戦略ビジョンや他の部門別計画との整合性**

札幌市のまちづくりの新たな基本指針として策定された「まちづくり戦略ビジョン（平成 25（2013）年度～平成 34（2022）年度）」では、今後 10 年間の集中的な施策展開の一つとして「地域・コミュニティ」を位置付け、複雑・多様化する地域課題の解決に向けてまちづくり活動に対する支援の充実を図っていくこととしているほか、他の分野を含む計画全般にわたる基本姿勢にも、「市民が主役のまちづくり」が位置付けられています。

本計画の策定にあたっては、まちづくり戦略ビジョンの趣旨を十分に踏まえるとともに、市民まちづくり活動に関連する各分野の部門別計画との整合性の確保にも留意する必要があります。

## 第2 計画の目的、位置づけ、計画期間

### 1 目的および位置付け

これまで、暮らしの中の公共的な課題については、主に行政が担ってきましたが、今後、人口減少や少子高齢化が見込まれる状況で、活動の担い手不足（事業維持の困難化）や高齢者の増加（健康づくりや社会参加・交流機会の創出）を一例として、多様化が想定される市民の課題やニーズの中にあっては、従来型の行政の機能だけではきめ細かく十分に対応することが難しくなっています。その一方で、「何か社会の役に立ちたい」、「地域の活動にもっと積極的に関わりたい」という思いから、NPO 活動をはじめとしてボランティア活動や町内会・自治会活動など行っている方もおり、企業も、地域社会への積極的な働きかけとして社会貢献活動や助成事業などに取り組む動きが見られています。

本基本計画は、市民、事業者、そして市が連携・協力してまちづくりを担い、豊かで活力ある社会の発展に寄与することを目的に、市民まちづくり活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、促進条例第7条に基づき策定する基本計画です。その内容については、同条2項において、市民まちづくりに関する目標、市民まちづくり活動の促進のための施策等としています。

また、札幌市のまちづくりの最上位計画として平成25（2013）年に策定された「札幌市まちづくり戦略ビジョン」との関係では、戦略ビジョンの基本的な考え方にに基づきながら個別の施策・事業を展開するための個別計画に位置付けられます。戦略ビジョンでは、戦略的に取り組むべきテーマとして「暮らし・コミュニティ」「産業・活力」「低炭素社会・エネルギー転換」の3つを選択していますが、本基本計画は「暮らし・コミュニティ」のテーマに係る戦略の一翼を担いつつ、町内会やNPO、商店街、企業、または、それらの連合体など多様な主体による市民まちづくり活動の活性化を通じて、他のテーマにも波及効果を及ぼすものです。

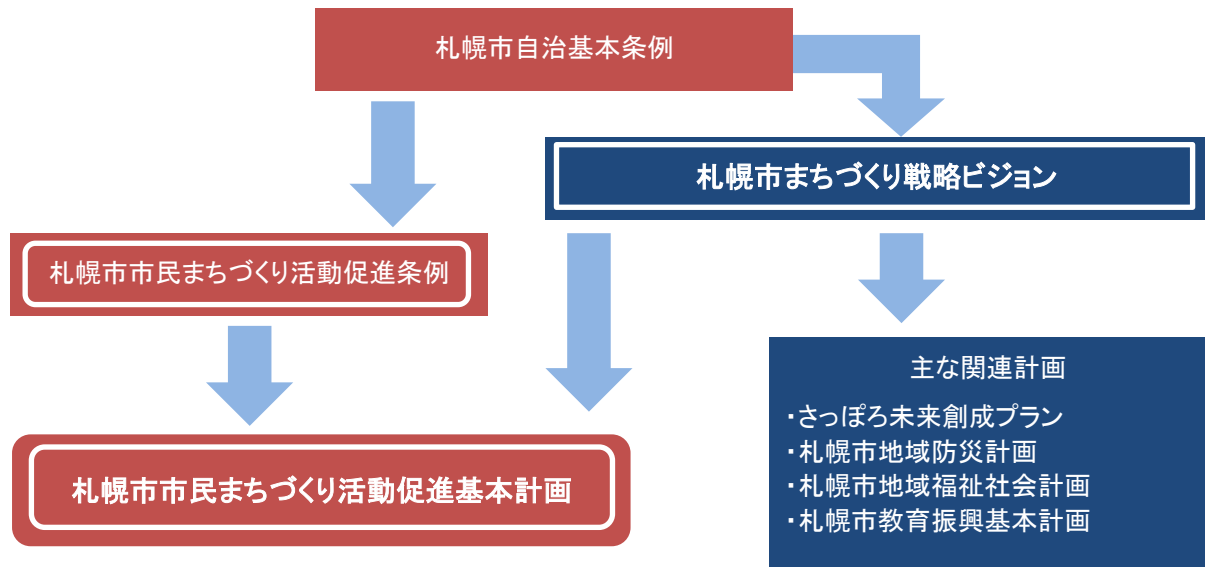
#### 【札幌市市民まちづくり活動促進条例 第7条】

第7条 市長は、市民まちづくり活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民まちづくり活動の促進に関する基本計画を策定しなければならない。

2 市民まちづくり活動促進基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 市民まちづくり活動に関する目標
- (2) 市民まちづくり活動の促進のための施策に関する事項
- (3) 前2項のほか、市民まちづくり活動の促進に関する重要事項

## 【札幌市市民まちづくり活動促進基本計画と条例、他の計画等との関係】



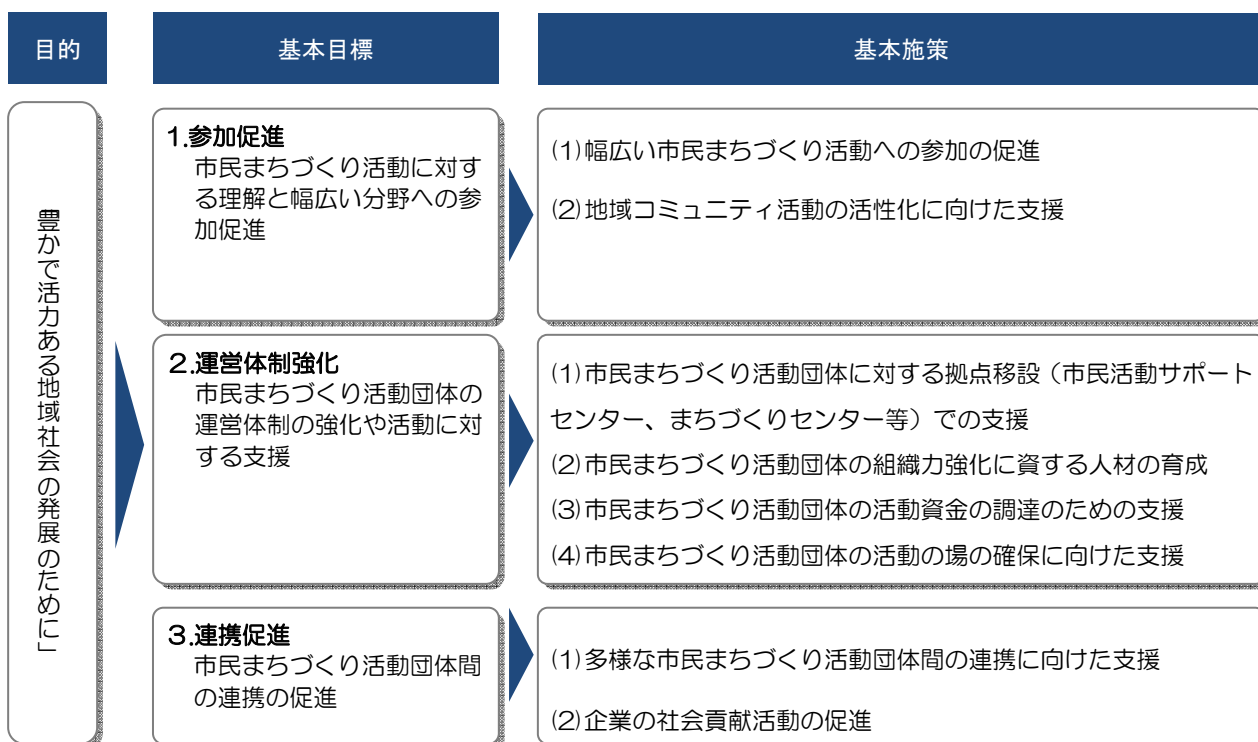
## 2 計画期間

本基本計画の計画期間は、平成 31（2019）年度から概ね 5 年間とします。



### 第3 全体の構成

第1章第3でまとめた課題を踏まえるとともに、第4章第1の留意事項にも掲げた、市民へのわかりやすさの観点から、施策体系等を見直し、以下の3つの基本目標と基本施策の方向性とすることが適当と考えます。



### 第4 基本目標・基本施策

第2期基本計画の課題や、第2期基本計画策定の留意事項を踏まえ、以下のとおり4つの基本目標と、基本施策の方向性をまとめました。

#### (1) 基本目標1：参加促進

##### ～市民まちづくり活動に対する理解と幅広い分野への参加促進

市民のまちづくり活動に対する理解と幅広い分野への参加を促進していくためには、「市民まちづくり活動」に参加する目的について理解が進めるとともに、市民まちづくり活動への参加の機運を醸成し、市民の誰もが市民まちづくり活動に参加できるような機会や情報提供をする必要があります。

さらに、身近な地域における良好なコミュニティの形成のため、地域にとって重要な存在である町内会など、地域コミュニティ活動の活性化に向けた取組も必要です。

#### 【基本施策】

##### ア 幅広い市民まちづくり活動への参加の促進

市民まちづくり活動の必要性を市民に普及・啓発し、市民まちづくり活動の意義を理解してもらえよう取組を進める必要があります。

また、市民まちづくり活動団体が行っている活動のわかりやすい広報を行うことで、市民の活動への参加を促していくなど適切な情報発信に努めていくことが市民の参加に繋がる要素になると考えています。また、健康上や時間がとれないなどの理由で実際の活動に参加することが難しい方も、活動への資金提供など寄附を通じたまちづくり活動への間接的な参加など、より気軽な参加方法を示して情報提供していくことも大事だと考えます。

また、既に「市民まちづくり活動」に取り組んでいる町内会や NPO、企業の社会貢献活動などの内容がしっかりと市民に伝わり、日常生活の中で意識され、さらにはこれら団体と顔が見える関係性を築き、参加の機運が醸成されるようにしていく必要があります。

**【盛り込むべき事業内容など】**

- 市民まちづくり活動の必要性や具体的内容の普及・啓発
- 多様な参加機会や活動に関する情報発信
- まちづくり活動情報サポートサイト等を通じた情報発信
- さぽーとほっと基金を通じた寄附の呼びかけ など

## イ 地域コミュニティ活動の活性化に向けた支援

平成 23 年に起きた東日本大震災により、行政のみでは対応が困難な市民の課題やニーズが発生しているなか、今後見込まれる人口減少や少子高齢化による更なる課題やニーズの増加が想定されるため、地域のまちづくりを担う重要な団体の一つである町内会の活動をはじめとした、地域コミュニティ活動の活性化に向けた取組を進める必要があります。

**【盛り込むべき事業内容など】**

- 町内会の活性化に向けた取組
- 地域交流の場の整備に関する取組 など

## (2) 基本目標 2 : 運営体制強化

### ～市民まちづくり活動団体の運営体制の強化や活動に対する支援

市民まちづくり活動を行う団体において重要な運営資源である人材確保、活動資金の確保は、団体運営において大きな課題であるほか、活動の場の確保と合わせ、運営体制の強化に対する支援が必要です。

これらの支援にあたっては、拠点施設（市民まちづくり活動サポートセンター、まちづくりセンター等）における各種相談対応や情報提供などの取組を一層充実させていく必要があります。

#### 【基本施策】

#### ア 市民まちづくり活動団体に対する拠点支援（市民活動サポートセンター、まちづくりセンター等）での支援

NPO 等による市民まちづくり活動は広がりを見せているとともに、地域のまちづくりの中核を担っている町内会をはじめとした地域コミュニティ団体など、これらの団体が安定した運営を行っていく必要があります。そのため、市内中心部の拠点施設である市民活動サポートセンターでは、引き続き事業運営に関する相談支援や、ニーズ等をとらえた情報提供などの支援を行っていくことが必要です。今後も引き続き、団体の課題である人材、活動資金などの確保のための各種研修・講義や情報提供も含めて総合的な支援が重要です。

また、市内 87 カ所にあるまちづくりセンターでは、町内会などへの情報提供など、地域の実情に沿った支援が期待されます。

#### 【盛り込むべき事業内容など】

- 市民活動サポートセンターにおける相談対応や情報提供
- まちづくりセンターにおける地域事業 など

## イ 市民まちづくり活動団体の組織力強化に資する人材の育成

市民まちづくり活動において複雑・多様化する課題に対応できる人材の育成を進めるため、市民まちづくり活動団体の組織力・運営能力を高めるために、団体の活動を担う人材や複雑・多様化する課題に対応できる人材、次期リーダーとなり得る人材等の育成を進める機会や支援が必要です。

### 【盛り込むべき事業内容など】

- 市民活動サポートセンター、生涯学習センター、ボランティア活動センターにおける各種講座の開催
- 団体の人材育成を支援する取組 など

## ウ 市民まちづくり活動団体の活動資金の調達のための支援

基本目標1で触れた、市民の寄附を通じたまちづくりへの参加を進めることとあわせ、助成金の活用促進に向けた取組を進める必要があります。

また、団体における資金調達の一助となるため、各種補助金等の情報提供を適切に行い、制度の活用につなげていくことが必要です。

### 【盛り込むべき事業内容など】

- さぼーとほっと基金の活用促進
- 市民活動サポートセンターにおける補助金等の情報提供 など

## エ 市民まちづくり活動団体の活動の場の確保に向けた支援

団体のニーズに合った活動の場の整備を支援するほか、既存施設を含めた活動の場について知ってもらい、実際に活用してもらえる効果的な情報提供を行うことが必要です。

### 【盛り込むべき事業内容など】

- 活動の場の整備を支援する取組
- 市民活動サポートセンターにおける場に関する情報提供 など

### (3) 基本目標3 連携促進 ～市民まちづくり活動団体間の連携の促進

複雑・多様化する地域課題に対し、町内会や企業、NPOなどの団体が連携しながら解決できる環境づくりを進めるため、まず、団体同士が連携するきっかけとなるような機会や支援を拡充する必要があります。

また、団体における課題の解決のため、NPOや企業等が有するノウハウを活かす支援を進めていきます。

#### 【基本施策】

##### ア 多様な市民まちづくり活動団体間の連携に向けた支援

市内には2,000を超えるまちづくり活動団体があり、活動内容や課題、ノウハウ等がそれぞれ異なります。団体間で連携していくためには、まず、さまざまな団体がどのような活動を行っており、どのように進めているかなどについて知ることが必要です。

そのため、まちづくり活動に取り組む各種団体の活動内容等を共有し、団体同士が知り合えるきっかけとなる交流機会を設けることが必要です。あわせて、具体的な連携事例とその成果なども見せていくことが重要です。

また、NPOが有するノウハウを活かし、地域活動団体における課題を解決するため、NPOの強みや地域活動団体等における課題や状況を踏まえ、適切につなげる支援が必要です。

#### 【盛り込むべき事業内容など】

- 団体間の交流イベントの開催
- NPOと地域のマッチング など

##### イ 企業の社会貢献活動の促進

多くの企業が社会貢献活動への意欲を持っていることから、これらの企業の活動を支援する取組が必要です。

また、札幌市が行う複数分野の取組のほか、NPOや地域まちづくり団体等が行うまちづくり活動と企業が連携・協力し、市民力を結集したまちづくりに取り組むことが重要です。

#### 【盛り込むべき事業内容など】

- 企業の社会貢献活動を支援する取組
- さっぽろまちづくりパートナー協定の締結 など